

はじめに

人生100年時代に本格的に突入する中で、全国より早いスピードで少子高齢化・人口減少が進んでいる本県におきましては、県民の皆様誰もが、いつまでも健康で心豊かに元気に暮らし、健康上の問題で介護が必要になるなど、日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことが大変重要であります。そのような中で、全身の健康につながる「歯・口腔の健康づくり」を生涯にわたって取り組むことは不可欠となっています。

本県では、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の制定に先んじて、平成21年12月に「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を全国で3番目に制定し、さらに、令和2年12月には、オーラルフレイル対策など時代に即した内容を盛り込んだ改正を行いました。

また、条例に基づき、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプラン」を策定し、平成24年度からの第1次計画、平成30年度からの第2次計画に基づき、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を展開してまいりました。特に、フッ化物洗口においては、平成29年度には全小学校での実施を実現し、令和2年度には中学校まで拡大したことで、乳幼児期・学齢期のおし歯の状況は改善し、大きな成果を得ることができました。

この度策定した第3次となる本計画では、全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現を目指し、「個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備」「より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施」に取り組むこととしております。

この中で、こどものおし歯予防対策の継続に加え、成人期の歯周病対策を強化し、オーラルフレイル対策を重点的に実施するほか、「かかりつけ歯科医」を持つことによって、あらゆる世代が歯・口腔の定期的な管理及び歯科健診の受診を行うよう周知啓発に積極的に取り組んでまいります。

本計画に基づき、歯・口腔の健康づくり施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康増進、ひいては健康寿命の延伸を目指してまいりますので、県民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会及び同部会専門委員会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

長崎県知事 大石 賢吾